

南会津町立小・中学校 保護者 様

南会津町教育長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業  
延長等について (通知)

先日、県から、新型コロナウイルス感染症対策としまして、臨時休業期間の延長依頼通知がありました。町としましては、下記のとおりの対応をとりますので、お知らせいたします。

記

1 臨時休業延長期間について

令和 2 年 5 月 1 1 日 (月) ~ 令和 2 年 5 月 3 1 日 (日)

※ 状況を見て、臨時休業期間を解除または延長する場合があります。

2 臨時休業期間中の登校日について

(1) 登校日につきましては、各学校よりお知らせいたします。

(2) 各学校に対しては、以下により、感染リスクを低減することを要請しておりますので、ご理解とご協力の程をよろしくお願いいたします。

ア 基本的な感染症対策の徹底

- ・家庭と連携した検温及び風邪の症状の確認の徹底(同居の家族も)
- ・校内でのこまめな手洗いの徹底
- ・多くの児童生徒の触れる場所等の消毒、使用前後の手洗いの徹底
- ・児童生徒と教職員のマスク着用の徹底

イ 3つの密の回避

- ・換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・当分の間、必要に応じて、学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を確保するなどして、児童生徒同士の間可能な限り身体的距離(おおむね1~2メートル)を確保した上で教育活動を行うことが望ましい。

ウ 登校の工夫

児童生徒数の多い学校や学級にあつては、イに示す身体的距離の確保のため、地域や学校の実情に応じ、感染リスクを可能な限り低減するため必要と認められる場合には、分散登校(児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた期日、時間において登校する方法)を行う日を設けること。